

3年延長保証プレミアムサービス規程

PCボンバー延長保証 3年延長保証プレミアムサービス(以下「本保証」といいます。)は株式会社ノジマ(以下「弊社」といいます。)がサービスを運営・提供します。
弊社は本保証にご加入頂くお客様に対して延長保証書(以下「保証書」といいます。)を電磁的方法にて発行します。保証書が発行され、お客様がこれを受領した時点で、本保証の加入手続が完了します。
弊社は、保証書に記載された製品(以下「本製品」といいます。))について、「3年延長保証プレミアムサービス規定」(以下「本規定」といいます。))に定めるところに従い、無償修理(以下「保証修理」といいます。))等を提供します。

第1条 保証範囲

- 以下の事項を本保証の対象とします。
 - 本製品の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、本製品に生じた電氣的・機械的故障で且つ、本製品の製造メーカー(以下「メーカー」といいます。))の保証規定にて保証対象となる故障(以下「自然故障」といいます。))を対象とします。
 - 本製品に破損、破裂、火災、落雷、異常電圧、水濡れ、風災、震災等の偶然の事故に起因して本製品の機能が正常に働かなくなる場合(以下「物損」といいます。))を対象とします。
- 第13条で定める「保証の適用除外事項」に該当する場合には、本保証の対象外とします。

第2条 保証限度額

以下の事項を修理限度額とする。

- 自然故障の場合には、保証書に記載された保証上限金額を限度額(以下、自然故障に係る本保証の限度額を「保証限度額(自然故障)」といいます。))として本保証に係る保証修理等を提供します。
- 物損の場合には、
 - (修理上限金額)にメーカー保証開始日からの経年数率率を乗じた金額を、物損に係る本保証の限度額(以下「保証限度額(物損)」といいます。))として保障修理等を提供します。
 - 経年数率率
メーカー保証開始日から1年未満まで、修理限度額の100%分の保証限度額(物損)とします。
メーカー保証開始日から1年から2年未満まで、修理限度額の70%分の保証限度額(物損)とします。
メーカー保証開始日から2年から3年未満まで、修理限度額の40%分の保証限度額(物損)とします。
メーカー保証開始日から3年以上は保証限度額(物損)を0円とします。

第3条 保証期間

本保証が効力を有する期間(以下、この期間を「延長保証期間」といいます。))は、物損の場合、本製品のメーカー保証開始日から、保証書に記載された保証終了日に終了します。
自然故障の場合は、本製品のメーカー保証終了日の翌日から始まり、保証書に記載された保証終了日に終了します。
延長保証期間内において本製品にかかわる修理回数に制限はないものとします。尚、メーカー及び販売店の事情により交換品(新品)が提供された場合、その他事由の如何を問わず、保証書に記載された保証終了日は変更されないものとします。

第4条 保証内容

- 自然故障の場合
延長保証期間内にて本製品に自然故障が発生した場合には、当該自然故障に係る保証修理に要する金額が、保証限度額(自然故障)の範囲内で保証修理を行います。
本製品が、メーカーが規定する出張修理対象製品である場合に限り、出張修理での保証修理を行います。
出張修理対象製品以外の場合には、弊社が指定する拠点まで、お客様より本製品を送付いただいた上で保証修理を行います。
出張修理時の出張料及び、弊社が指定する拠点までの送料及び弊社指定の梱包料の費用は本保証に含まれます。
- 物損の場合
延長保証期間内にて本製品に物損が発生した場合には、当該物損に係る保証修理に要する金額が、保証限度額(物損)の範囲内で保証修理を行います。
本製品が、メーカーが規定する出張修理対象製品である場合に限り、出張修理での保証修理を行います。
出張修理対象製品以外の場合には、弊社が指定する拠点まで、お客様より本製品を送付いただいた上で保証修理を行います。
出張修理時の出張料及び、弊社が指定する拠点までの送料及び弊社指定の梱包料の費用は本保証に含まれます。

修理金額が、対象となる修理限度額を超過する場合、第5条で定める株式会社ノジマのポイント(以下「ポイント」といいます。))にて、修理限度額の範囲内での代替品購入用のポイントを付与し、本保証は終了します。
修理限度額を超過した修理費用を、お客様が自己負担をしても、修理を執行することはできません。

第5条 ポイント

- 本保証における1回の保証修理に要する金額が、自然故障において修理限度額(自然故障)を超過する場合、物損において修理限度額(物損)を超過する場合や、修理不能な場合は、株式会社ノジマの運営する「ノジマオンライン」のポイント(以下「ポイント」といいます。))にて、修理限度額の範囲内での代替品購入用のポイントを付与します。
ポイント付与には、お客様自身にて別途株式会社ノジマの運営する「ノジマオンライン」の会員登録が必要となります。
- 前項に基づきポイントの付与により、本保証は終了します。
他方、出張修理対象製品については、修理依頼された本製品の所有権は、弊社に移転するものとし、弊社は、爾後かかる本製品をお客様に返却する義務を一切自負せず、これを任意に処分することができるものとします。
尚、出張修理対象製品以外の場合には、修理依頼された本製品の所有権は、弊社に移転するものとし、弊社は所有権を放棄して本製品の所有権はお客様に帰属するものとし、爾後、かかる本製品の処分等についてはお客様が任意に処分することとなります。
- 物損の場合、修理限度額(物損)を超過する修理の場合や、修理不能な場合、修理限度額(物損)の範囲内から免責金額として税別5,000円分を差し引いた金額分のポイント付与を行い、本保証は終了します。

第6条 本保証の終了

以下の事項に該当する場合には、本保証は終了となります。

- 第1条に定める保証範囲外に該当する修理依頼が完了した場合。
- 第5条に定めるところに従い、ポイントが付与された場合。

第7条 お客様のご負担となる主な費用

以下に定める事由による費用は、本保証には含まれておらず、専らお客様のご負担によるものとします。但し、本保証の範囲外の事由による費用を、これらに限定する趣旨ではありません。

- 本製品が出張修理対象の製品以外の場合における、本製品の着脱費用及び、弊社の指定する配送手段以外での配送における送料
- 本製品の修理方法を問わず、メーカーが定める離島及び遠隔地の場合における、保証修理に要する交通費・送料(往復先)。
- 本製品の設置・工事費及び本製品の処分にかかる費用を、以下同様。並びに代替品提供の際に発生する送料及び設置・工事費用並びに当該代替品の処分に係る費用。
- 本保証利用時(お客様からのご連絡が必要となる費用、その他通信費用)。
- 保証修理を行う際に、代用品をお客様が必要とする場合の当該代用品のレンタル費用(※弊社では、かかる代用品の手配提供は一切ありません。))
- 本製品が出張修理対象製品以外の場合には、お客様のご都合により、出張修理又は引取修理を希望される場合にこれに伴う修理費用(出張費用、梱包材等)。
- 本保証の対象外となる故障及び当該故障の修理に必要な費用。
- お客様のご都合にて保証修理をキャンセルされた場合に必要となる一切の費用。
- 製品の故障状況をお客様にて撮影する場合、撮影に必要な一切の費用。

第8条 保証修理の依頼方法

延長保証期間内に本製品に故障が発生した場合には、お客様は、延長保証お客様窓口(下記記載)に連絡して保証修理をご依頼ください。
保証修理受付時に、弊社より保証修理の手順をご説明しますので、手順に従ってください。尚、メーカー保証期間内の故障に関しては、メーカーのサポートセンターに修理をご依頼ください。

延長保証お客様窓口 TEL:045-514-3488 受付時間:10:00~19:00 E-MAIL:pcbomber@enet-japan.com

- お客様より保証修理のご依頼頂いた際、弊社は、お客様の本保証に関する登録情報(保証登録番号、製品情報及び個人情報)の確認を致します。
お客様より保証修理依頼に際してご連絡頂いた情報と登録情報との間に相違があった場合、その他お客様より必要な情報の通知を頂けない場合は、本保証が提供されない場合がございますので、お客様におかれましては、本保証の加入後、保証書(必要情報が記載されております。))の保管・管理に十分ご注意くださいようお願い致します。
- 弊社以外で修理を依頼された場合には、本保証が適用されませんのでご注意ください。
- 弊社が必要と判断した場合に本製品に係る保証サービスのデータの消去を行うことについては、お客様には事前にご同意頂いているものとし、何ら異議を述べないものとします。
お客様の責任において事前にバックアップをお取りください。
- お客様のご都合により、修理受付日から1ヶ月経過しても修理の着手が出来ない場合には、修理受付を無効と致します。
- 火災に起因する損害の場合には、罹災証明書(最寄りの消防署にて発行)をご用意必要がある場合があります。
- 破損、破裂に起因する損害の場合、不具合のある本製品の写真ををご用意頂く必要がある場合があります。

第9条 登録情報の変更

以下の場合には、お客様におかれましては、すみやかに延長保証お客様窓口までご連絡ください。ご連絡頂けなかった場合には、本保証が適用されないことがあります。

- 保証期間中に保証書に記載されたお客様名や連絡先電話番号、住所等の変更がある場合、本製品の第三者への転売や譲渡をされる場合には、本規定をご説明の上、お客様より新しい所有者の情報をご連絡ください
- メーカー若しくは販売店より代替品の提供等が行われ、製品情報及び保証登録番号に変更があった場合。

第10条 個人情報の使用

弊社は、お客様より提供いただいた保証項目、個人情報等を保管・使用・処理の上、本保証を提供します。
また、上記の目的のため、以下の場合に限り、弊社の責任において、事業協力会社、保険会社等へ、お客様の個人情報を提供いたします。

- 保証修理に際して、弊社と事業協力会社による個人情報の共有が必要となる場合。
- 本保証の履行に伴うリスクを対象とする損害保険会社との間の保険契約の締結。

第11条 間接損害等

法律上の請求の原因の種類を問わずいかなる場合においても間接損害(事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等)、特別損害、付随的損害、拡大損害、他の機器や部品に対するデータの損失又は損害、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害(障害に起因する死亡及び怪我を含む)並びに他の財物に生じた損害に關して、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第12条 免責金額

第4条、第5条におけるポイント付与を行った場合、修理限度額(物損)の範囲内から免責金額として税別5,000円分を差し引いた金額分のポイント付与を行います。

第13条 保証の適用除外事項

以下の事項に該当する場合には、本保証は適用されないものとします。

- お客様又は第三者の故意又はメーカー保証の対象外である加工、改造、修理若しくは清掃に起因する故障及び損害。
- 記憶装置を持つ製品のデータの復元及び手配に係る一切の費用。
- 取り扱説明書、注意書に記載している取り扱い方法は異なる不適切な使用(管理の不備、改造行為、増設、電池漏洩等)等、取り扱いが不適当であることに起因する故障及び損害。
- 設置、工事等が主原因と考えられる本製品の故障及び損害(施工不良等を含む。))。
- メーカーが定める想定された用法を超える過酷な使用に起因する故障及び損害(船舶への搭載、高温、高湿度等の特殊な環境での使用を含む。))。
- 地震、つなみ、爆発に起因する故障及び損害。
- 不具合の原因が、電池、充電電池、インカートリッジ、フィルターまたはメーカーが指定する消耗品の交換に係る場合。
- メーカー指定外の消耗品の設置又は使用に起因する故障及び損害。
- 通信環境(インターネット等)を介してダウンロードしたデータ、プログラム又はその他のソフトウェアに起因する故障及び損害。
- 盗難、紛失、置き忘れ、その他の事由により、お客様が本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合。
- 経年変化あるいは使用頻度により発生する現象で、通常使用に支障のない部分の経年劣化の程度に相当するもの(外装品、塗装面、メッキ面、樹脂部品、スプリング等のヘタリ、自然退色、劣化、さび、腐食、カビ発生、変色、その他類似の事由を含む。))
- 本製品の機能および使用の際に影響の無い損害(外観、傷、液品の画面汚れやピクセル抜け及び輝度低下を含む。))
- メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品及びリコール部位に起因する本製品の故障及び損害。
- 本製品の使用、構造上の欠陥又は本来の性質に基づく制限、不具合、不利益等。
- 部品等本製品の構成部分の一部分であって、本製品中該部分が無ければ、正常に本製品が動作しなくなる又は本製品の本来の使用を満たさなくなるもの、弊社への本製品の提供時点で欠陥している場合(本製品の欠陥により脱落し、お客様の過失無くして紛失した場合は除く。))
- 本製品の付属部品、アクセサリー、周辺機器等の本製品以外の製品の故障、取扱機器、ソフトウェア等の相性に起因する故障及び不具合。
- 弊社が保証修理の依頼を受け、本製品の点検・診断を実施し終結、弊社が故障の存在を確診できなかった場合。
- 本保証の対象外に起因する故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積り費用等。
- 電源が入っていない等、技術知見の無い通常人を基準としても故障は判断しない状態での修理依頼に係る一切の費用、部品交換を伴わない調整、手直し修理、保守、点検、検査、作業等(清掃、リカバリ、設定、ソフトウェアアップデート、更新等)完了する場合。))
- お客様ご自身で付加されたラベル・シート・カバー・塗装・刻印等を元の状態に復旧する費用。
- 本保証以外に保証(メーカー保証、部品毎のメーカー保証等)及び保険の制度により補償される場合。
- 弊社を経営する店舗にて修理をご依頼された場合、本製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの保証修理依頼。
- 国又は公共団体の公権力の行使に起因する故障及び損害。
- 核燃料物質若しくは核燃料物質による汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障及び損害。
- 戦争(宣戦の有無を問わず)、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事象に起因する故障及び損害。
- 本製品の損害に係る申告内容の真実性について明らか不確実な疑義がある場合、又は本製品と異なる製品(シリアル番号等が異なる等)の修理をご依頼された場合。
- 本保証の加入手続きの完了から3か月を経過するまでに、ご加入いただいた販売店から弊社に対して保証料金が支払われなかった場合。

第14条 その他の注意事項

- 故障並びに損害の認定等について弊社とお客様の間で見解の相違が生じた場合には、弊社は中立的な第三者の意見を求めることができます。
- 出張修理対象製品以外の修理依頼品において、返却可能日を知らせている場合(お客様のご都合でお知らせできない場合を含む。))、依頼書をお受けした日から1年間を経過してもお受け取りいただけないときは、弊社にて処分させていただきます。
- その際には修理費用(キャンセルに伴う一切の費用を含む)に加え、処分に応じた費用一切を、弊社の請求に従い速やかにお支払いいただくものとします。
- 弊社は、本保証に際して修理の如何を問わず、保証料金の返還は行いません。
- お客様は、本保証にご加入いただいた時点で、本規定にご同意いただいたものとします。

本規定は平成26年11月 日より適用

(2019年06月03日 改定)